

データ越境流動の促進及び規範化に関する規定の概要

中国ニューズレター

2024年4月12日号

執筆者:

[野村 高志](#)ta.nomura@nishimura.com[東城 聡](#)sa.tojo@nishimura.com

1. はじめに

中国個人情報保護法（2021年施行）は、中国¹において個人情報を取り扱う者がこれらを越境移転させる際に後述の「3つの越境移転手続」を実施することを法的義務として定めた。その後、各手続の詳細は徐々に明らかとなったが、全ての個人情報取扱者について「3つの越境移転手続」のいずれかを行うことが義務として定められており、個人情報の取り扱いの数が少ない企業や、専ら従業員に関する情報しか取り扱わない企業などには負担の大きい制度だとの指摘があった。これらの手続を行うことが必須であるかについて、先般その免除事由を定める規定の意見募集稿²が発表されたこともあり、企業の耳目を集めていた。このほど、2024年3月22日に国家インターネット情報弁公室から公布及び施行された「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」（以下「本規定」という。）の第5条は、一定の件数未滿又は特定の事由を満たす場合の個人情報の越境移転について、「3つの越境移転手続」（後述）の対応が不要となることを明らかにした。

個人情報の越境に関連する手続の議論の嚆矢となったネットワーク安全法の制定から数えると、7年にわたって議論されてきた個人情報の越境移転手続の適用範囲を明確にした点で、実務上非常に重要な部門規章といえる。

もともと後述のとおり、本規定第5条の存在から、「中国の消費者などの個人情報を大量に取り扱わない限り、企業として越境移転の対応は不要となった」と誤解される向きもみられるが、同条第4号はセンシティブ個人情報の越境移転がないことを前提としているため、企業としては、個人情報越境移転影響評価の実施を通じてセンシティブ個人情報の越境状況を整理し、その不必要な越境移転を実施させない対応が必須である。そして、同条第2号に基づく従業員個人情報の移転についても、個人情報の取り扱いに関する現行の社内規定やプライバシーポリシーなどを、専門家の助言も得ながら見直すことが必要となるであろうことには留意いただきたい。

¹ 本稿で議論される中国の法域としては中国大陸を想定しており、法域としての香港・マカオ・台湾は含まれない。個人情報及びデータ越境の関連法規の法適用が現在想定されていないためである。

² 2023年9月28日「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）」

2. 本規定施行に至るまでの経緯

上述のように、中国個人情報保護法は、個人情報の中国境外³への移転について、①データ越境移転安全評価の申告、②個人情報越境移転標準契約の締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得（以下総称して「3つの越境移転手続」という。）のいずれかを行うことを義務付けている（中国個人情報保護法第38条）。これらのうち最も厳格な審査が想定される①データ越境移転安全評価手続が義務付けられる例外的なケースを除き、個人情報取扱者は、②標準契約締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得を行う必要があるとされる。後者の認証取得は、中国の大手企業5社の認証取得が2023年末に報道されて以降、実務的に取得の手続きの受付は行われていないようであり、中国の日系企業にとっては、専ら標準契約の締結・届け出が必須か否かが焦点となっていた。

この点、「個人情報越境移転標準契約弁法」は、標準契約の届け出の猶予期間を2023年6月1日から6ヶ月としており、2023年12月1日から全面的にその義務の履行が求められることになった。

その後の2023年9月に、脚注2の意見募集稿が公布され、3つの越境移転手続の免除要件が規定された。即ち、意見募集稿第4条の「①個人が一方当事者として契約を締結又は履行するために、境外に個人情報を提供する場合、②法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従いクロスボーダー人事労務管理を実施し、境外に従業員の個人情報を提供する場合、③緊急の場合において、自然人の生命・健康と財産安全などを保護するために、境外に個人情報を提供する場合、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取得を必要としない」及び意見募集稿第5条の「1年以内に境外に1万人未満の個人情報を提供する予定の場合、データの越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取得を必要としない」という条項が、3つの越境移転手続の免除要件を定めたものとして注視された。

だが、2023年12月1日以降もデータ越境流動規定の意見募集稿は正式に施行されず、多くの企業が3つの越境移転手続を行う義務を負う状況下で、標準契約の締結・届出手続を進めるべきか、それとも当該規定の正式施行を待つかの板挟みとなっていた。

そして上述のとおり、2024年3月22日にようやく本規定が国家ネットワーク情報弁公室令第16号として公布された。

前述の意見募集稿の第4条の内容が加筆・修正されており、第5条の免除規定の要件である境外に提供する個人情報の数の閾値も引き上げられている点が注視される（なお、この2つの免除規定は、正式版ではまとめて第5条で一部内容を変えて規定されている。）。なお免除規定が適用される場合でも、企業は自主的に個人情報保護影響評価を行う必要がある点には留意が必要である（個人情報保護法第55条第(4)号）。

以下、特に日系企業が注視すべき条項を簡単に紹介する。

3. データ越境移転手続の免除要件について

第5条

データ取扱者が境外に個人情報を提供する場合において、以下のいずれかに該当するときは、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取

³ 上記のように法域を超える個人情報及びデータの越境が問題となるため、国外・国内ではなく、境内・境外の用語を使用している。本規定でも同様である。

得を必要としない。

- ✓ (一) 越境 EC、越境郵送、越境送金、越境支払、越境銀行口座開設、航空券・ホテルの予約、ビザ申請、試験サービス等の個人が一方当事者として契約を締結又は履行するために、境外に個人情報を提供する必要性が確実にある場合
 - ✓ (二) 法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従いクロスボーダー人事労務管理を実施し、境外に従業員の個人情報を提供する必要性が確実にある場合
 - ✓ (三) 緊急の場合において、自然人の生命・健康と財産安全を保護するために、境外に個人情報を提供する必要性が確実にある場合
 - ✓ (四) 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年の 1 月 1 日から起算して累計で 10 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）を境外に提供する場合
2. 前項でいう境外に提供する個人情報には、重要データは含まれない。

この条項は 3 つの越境移転手続が免除される要件を定めており、本規定において最も重要な条項であることは論を待たない。

第 1 号は、越境 EC、越境郵送、越境送金などの金融取引や、ホテル・旅行の予約などの中国の消費者を対象としたビジネスを行う企業にとって利用価値の高い条項であろう。越境移転する個人情報にセンシティブ個人情報が含まれていても適用可能な場面が比較的広い点も注目される。

問題は「必要性が確実にある場合」の要件である。

例えばホテル・旅行の予約で身分証などの情報が必要なことは、特に異論はないように思われる。一方、例えば収入、健康・病気履歴、過去の旅行の行動履歴など、当該契約締結・履行に必ずしも必要とはいえない情報をマーケティング等の目的で収集する場合には、「当該契約の締結又は履行に、必要性が確実にある場合」の要件を満たすか疑義が持たれる可能性がある。

第 2 号は、在中国の日系企業が海外に越境させる個人情報の相当部分が、人事労務管理のため本社に提供される従業員の個人情報であり、そこにセンシティブ個人情報も含まれることから、かかる場合を、センシティブ個人情報も含めて免除対象としている点で、多くの日系企業にとって重要な意味を持つ条項といえる。

ただし、同号にも「必要性が確実にあるか」という要件があるため、従業員の個人情報のうち、グローバルな人事労務管理にとって必要ではないと判断されうる情報（例えば、中国の身分証番号や、家族の個人情報など）については越境させる必要があるか否かを再度検討し、社内ルールを見直す必要性もあるように思われる。

また、「法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約」が必要であり、こうした社内規則などの存在が必須であることには留意する必要がある。該当する規則などがない場合には、専門家に相談する必要性もあると思われる。

第 3 号は当然の内容の規定であり、特にここでは検討をしない。

第 4 号は、「当年の 1 月 1 日から起算して累計で 10 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まな

い。) 」というものであり、基幹的情報インフラ運営者⁴でないほぼ全ての企業にとって利用可能な条項といえる。

当年の1月1日から起算して最長で1年間で10万人の個人情報を越境させない限り、3つの越境手続は不要ということになる。第2号が社内の「従業員の個人情報」をその対象としていることも勘案すると、本号の「10万人」という閾値は、一般消費者等の個人情報を大量に取得する事業者（例えば大手のB to Cプラットフォーム事業者など）を念頭に置いており、それに至らない多数の企業は越境移転手続を免除した趣旨とも思われる。

意見募集稿の1万人未満より、10万人未満とされた点はさらに免除の範囲が広がったといえるが、一方「センシティブ個人情報を含まない」とされている点は留意が必要である。即ち、第1号乃至第3号が適用される場合を除いて、1名のセンシティブ個人情報を境外に移転しても、免除規定を適用することができないと解される。なお、(1)1万人未満のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合には、①データ越境移転安全評価の申告は不要であり、②個人情報越境移転標準契約の締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得を行えばよく本規定第8条)、(2)1万人以上のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合は、データ越境移転安全評価の申告を行わなければならない(本規定第7条)。

以上を踏まえ、越境ECなどの金融取引でセンシティブ個人情報の送付が「確実に必要」である場合には第1号、社内の従業員の人事労務管理のためセンシティブ個人情報の送付が「確実に必要」である場合は第2号など、使い分けが必要であろう。こうしたセンシティブ情報を、必要な範囲を超えて境外に送付していないかという確認は今後も必要となろう。

もう一点、実務的に検討が必要なのは、不正調査や、内部通報などへの対応の過程において取得された、通報者以外の第三者（特に不正行為への関与者）の個人情報の扱いであろう（通報者自身とは異なり、当該第三者から同意を取得することは困難と思われる。）。センシティブ個人情報も含まれるため、境外に移転する根拠が問題となる。

内部通報に含まれる情報が従業員の個人情報であれば、第2号でカバーされるため問題がないと考えられる。不正取引に関与しているダミー会社などの第三者の個人情報も、センシティブ個人情報でなければ第4号で対応できるであろうが、銀行口座などのセンシティブ個人情報が含まれる場合には、本社等への報告時にこうした情報を削除又は匿名化して提供するといった対応が必要になると思われる。

4. 「3つの越境移転手続」について

上記1では、実務上重要な「3つの越境移転手続」の免除要件を先に紹介した。

一方、既に公表されている法律及びその細則で定められている内容と同じではあるが、下記の第7条及び第8条は、個人情報の越境移転の手続きにおける基本的な考え方を整理した原則的な規定といえよう。

第7条

データ取扱者がデータを境外に提供するにあたり、次の条件のいずれかに該当する場合には、所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門に対しデータ越境移転安全評価を申告しなければならない。

⁴ 公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な産業及び領域、並びに一度機能が破壊若しくは喪失に遭い、又はデータが漏洩した場合には、国家安全、国家経済・人民の生活、公共利益に重大な危害を与える可能性のある重要なネットワーク施設、情報システム等を指すと解される。

- (1) 基幹的情報インフラ運営者が個人情報又は重要データを境外に提供するとき。
- (2) 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が重要データを境外に提供するとき、又は当年 1 月 1 日以降に累計 100 万人以上の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）若しくは 1 万人以上のセンシティブ個人情報を境外に提供するとき。
2. この規定の第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条に定める事由に該当する場合には、その規定に従う。

第 8 条

基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人以上、100 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）又は 1 万人未満のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合には、法により、境外の受領者と個人情報越境移転標準契約を締結し、又は個人情報保護認証を取得しなければならない。

2. この規定の第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条に定める事由に該当する場合には、その規定に従う。

①基幹的情報インフラ⁵運営者、②重要データ⁶の境外提供、③当年 1 月 1 日以降に累計 100 万人以上の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）若しくは 1 万人以上のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合においては、国レベルの許認可手続であるデータ越境移転安全評価を行うべきことが明らかにされている（本規定第 7 条）。

一方、上記以外の場合においては、個人情報越境移転標準契約の締結（その後に地方レベルのインターネット情報弁公室への届け出が必要）、又は個人情報保護認証の取得が必要であると整理されている（本規定第 8 条）。

このうち、最も厳しい手続きであるデータ越境移転安全評価については、自動車メーカー、情報プラットフォームなど、中国の消費者などの個人情報を大量に取り扱う企業を中心に、地方レベルのインターネット情報弁公室への申請及びその後の地方レベルのインターネット情報弁公室の許認可の手続きが行われていることが、当局から公表されている。実際に手続きを行う場合、最初の申請時の書類審査においてすら、非常に厳格な取り扱いがなされているとのことであるが、本規定第 7 条でも改めて確認された要件を満たす企業は、当該手続きに継続して取り組むしかない状況である。

次に、個人情報越境移転標準契約の締結については、本規定の正式施行がなされる前の状況であっても、個人情報の取り扱いについて意識の高い企業を中心に、鋭意手続きを進めていた例が散見された。公表情報はないものの、2024 年 3 月において上海市では数十件程度の企業が個人情報越境移転標準契約の締結・届出を行っている状況と推察される（弊所上海事務所でも数件の届出を支援・完了させた。）。

なお、個人情報保護認証は、中国国内の大手プラットフォーム企業 5 社が認証を取得したとの報道が 2023 年末になされているが、その後は明確な情報はなく、上述の標準契約の締結手続と比較すると、実務上活発に利用されているとはいいがたいと思われる。

⁵ 基幹的情報インフラ安全保護条例（2021 年國務院令第 745 号）第 2 条は、「公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な産業及び領域、並びに一度機能が破壊若しくは喪失に遭い、又はデータが漏洩した場合には、国家安全、国家経済・人民の生活、公共利益に重大な危害を与える可能性のある重要なネットワーク施設、情報システム等」としている。

⁶ この点も実務上重要な定義となるが、本稿は個人情報の越境を主なテーマとしており、かつ、当該定義は非常に多数の行政法規、部門規章に分かれるため、本稿では説明を割愛する。

5. 重要データについて

第 2 条 データ取扱者は、関連する規定に基づいて、重要データの識別及び申告・報告を行わなければならない。関連部門及び地域から重要データとして告知又は公開されていないデータについて、データ処理者はこれらを重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要はない。

当該条項は、越境移転時に安全評価が必要となる重要データの定義について思い悩んでいた企業に対する一定の指針となると思われる。

特定の業界又は地域において重要データが定義されているケース（例：「自動車データ安全管理若干規定（試行）」（2021年10月1日施行）第3条）を除き、そうした定義がない領域について、重要データであるか否かを過剰に懸念する必要性は低くなったといえる。

6. 自由貿易区における特別の規定

第 6 条 自由貿易試験区は、国家データ分類分級保護制度のフレームワークの下に、自ら区内において、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証の管理範囲内に取り入れなければならないデータリスト（以下「ネガティブリスト」という。）を制定することができるものとし、省級のネットワーク安全及び情報化委員会の許認可後、国家ネットワーク情報部門及び国家データ管理部門に届け出るものとする。

2.自由貿易試験区内のデータ取扱者は、境外にネガティブリスト外のデータを提供する場合には、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、及び個人情報保護認証の取得を必要としない。

自由貿易試験区については、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証の管理対象を、より柔軟に規定することができることとされている。

こうした各自由貿易試験区が制定しうる規定は、本規定第 5 条で規定された免除規定よりも、より柔軟な規定となる可能性がある。上海市自由貿易試験区などに拠点をおく日系企業は、該当する自由貿易試験区の政策動向に今後も着目することが推奨される。

7. 最後に

中国法人の有する個人情報の越境移転について、本規定第 5 条の存在をもって、「個人情報の越境移転の手続きについて、対応が不要となった」と判断されている日系企業も少なくないと思われる。

しかし、個人情報の越境移転における影響評価を行うという個人情報保護法の義務は、依然として免除されていない点に留意が必要である。

また、冒頭で述べたように、本規定第 5 条第 4 号はセンシティブ個人情報の越境移転が除外されている。そのため、企業において個人情報の越境移転時の影響評価を実施して、センシティブ個人情報の越境状況を整理し、不必要な越境移転を実施させず、センシティブ個人情報の越境移転が必要な場合には、3 つの越境移

転手続の実施を検討する必要がある。

同条第 2 号に基づく従業員個人情報の移転についても、この機会に、個人情報の取り扱いに関する現行の社内規定やプライバシーポリシーなどを、専門家の助言も得ながら見直すことも必要と思われる。

各企業におかれては、こうした対応を行いながら、過度の負担を負うことなく、個人情報を適法に越境させる実務プロセスを実現されたい。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com